平成２３年（フ）第４４８号
福岡市中央区清川３丁目１番14号
債務者　佐々みゆき
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４５２号
福岡県糟屋郡宇美町明神坂１丁目18番41号
債務者　石橋亜希子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４６９号
福岡県春日市伯玄町２丁目58番地４コスモ７―201号
債務者　野上　彰欣
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４８２号
福岡市博多区竹下４丁目４番１―103号
債務者　江藤　新二
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４８７号
福岡市南区向野１丁目19番10―302号
債務者　坂本　敏明
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４９９号
福岡市博多区美野島２丁目27番７―106号
債務者　久保みどり
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５１２号
福岡市早良区星の原団地14番502号
債務者　村上　理沙
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５１７号
福岡市東区箱崎５丁目４番11―402号
債務者　太田有希絵（旧姓原田）
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５３５号
福岡市東区舞松原４丁目６番1027号
債務者　宮本　　浩
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５３６号
福岡市東区舞松原４丁目６番1027号
債務者　宮本美沙子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５５９号
福岡市南区若久３丁目27番20号
債務者　木下　信一
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５６０号
福岡市南区若久３丁目27番20号
債務者　木下　節子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５６１号
福岡県糸島市前原駅南３丁目１番15―202号
債務者　田中千鶴子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５７７号
福岡市中央区平尾１丁目９番２―701号
債務者　晒名あずさ
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８１号
福岡県筑後市大字長浜1524番地　ナーストラヴィ長浜Ｂ棟、申立時の住所福岡県筑後市大字下北島76番地13
債務者　山崎　　忠
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第２１８２号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の30　３―Ｅ棟302号
債務者　安土　真人
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
京都市上京区今出川通御前通西入紙屋川町1049番地18
債務者　高田　智行
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４１４号
京都市左京区聖護院山王町43番地２　パレステート日生211
債務者　髙橋　聖大
1　決定年月日時　平成23年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係